

事業報告書等を3年以上提出していない NPO法人の認証を、 順次、取り消します

山梨県では、平成31年3月に「事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人に関する取扱要領」を策定し、要領に基づき、順次、**事業報告書を3年以上提出していないNPO法人の認証を取り消す**こととしました。

 認証を取り消されると、

- ・ NPO法人は、解散させられます。
- ・ 解散時の役員は、全てのNPO法人の役員を辞めなければなりません。
- ・ 取消後、2年間は全てのNPO法人の役員に就けません。
- ・ 県のホームページに、処分内容が掲載されます。

 事業報告書等を提出していない法人は、至急、

- ・ 未提出の事業報告書等を提出していただくか、
- ・ 総会による解散の手続きをしてください。

なお、事業報告書等の提出状況については、内閣府NPOのホームページをご確認ください。

(県受領日から、2週間以内に掲載されます。)

 詳しい内容は、別添要領をご確認ください。

山梨県県民生活部県民生活・男女参画課
電話 055-223-1351